

足立区オープンデータ推進に関する方針

令和元年2月26日

足立区オープンデータ推進に関する方針（以下「本方針」という。）は、足立区（以下「区」という。）が保有する公共データは区民共有の財産であるという認識のもと、区民生活の向上や経済活動の活性化等を目的として、公共データの公開と利活用を進める「オープンデータ」の取組みの推進に向けた基本的な考え方を示すものである。

第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

（1）行政の透明性・信頼性の向上

区が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

（2）区民参加・区民協働による地域課題の解決

オープンデータを通じて、区民や民間団体等と公共データを共有することで、区の地域課題を区民や民間団体等と協働して解決を図る。

（3）経済の活性化

区内で活動する企業や民間団体等が、公共データの加工や分析等を行い、経済活動の様々な場面で利活用することで、観光、防災、医療をはじめとする各分野において、新たなサービスの創出やビジネスの効率化が期待されるなど、経済の活性化に寄与する。

2 基本方針

（1）区が保有する公共データを積極的に公開する。

（2）機械判読に適したデータ形式で公開する。

（3）商業利用も含め、二次利用可能なライセンスで公開する。

（4）新たな公共データを保有するに至った場合は、費用対効果に十分配慮し、速やかにオープンデータ化に着手する。

3 推進体制

オープンデータに関する取組みは、広報室報道広報課のもと全庁的な体制によって推進する。

4 本方針の改訂

本方針の内容は、国における検討、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて改訂していくものとする。

第2部 オープンデータ推進に関する具体的な取組み

1 対象データ等

(1) オープンデータの対象となる公共データ

区ホームページ等(※1)で公開している公共データについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、次に掲げるものは対象から除く。

ア 足立区情報公開条例で定める非開示情報にあたるもの

イ 合理的な理由によりオープンデータ化が認められないもの

(2) オープンデータ化の拡大

区ホームページ等で公開していないが、公開可能な公共データのうち、次に掲げるものについては、必要性及び費用対効果を考慮しながら、オープンデータ化を検討する。

ア 利用ニーズの高いもの

イ 機械判読に適したデータ形式で保有しているもの

ウ 継続的に公開可能なもの

なお、政策的にオープンデータ化を推進する必要がある公共データについては、重点的にオープンデータ化するものとして別途定める。

2 公共データのオープンデータ化に関するルール

(1) 機械判読に適したデータ形式

オープンデータ化するデータについては、できる限り特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式とするよう努める。

具体的には、次の表に示す段階のうち、より高い段階で公開することが望ましい。

	段階	データ形式(例)	データ形式の特徴
低 ↓ 高	1段階	PDF, JPG	人が理解するためのデータ形式であり、利用者がデータを編集することが困難である。
	2段階	xls, doc	データの編集は可能であるが、特定のアプリケーションに依存する形式である。
	3段階	XML, CSV	特定のアプリケーションに依存せず、データの編集が可能な形式である。

(2) 二次利用可能なライセンスについて

情報の二次利用については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（※2）を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

原則として、営利目的も含めた二次利用を認めるもの（クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおけるCC BY（※3））とし、二次利用を一部制限する（CC BY 以外を利用する）場合には、その理由を併せて表示する。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(3) 二次利用のために必要な情報及び免責事項について

情報の時点や作成日、データ形式など二次利用のために必要な情報をできる限り提供し、注意事項、前提となる条件等について表示する。

また、オープンデータの二次利用により被った損害については、区はその責を負わないことを明示する。

(4) 費用対効果について

上記（1）～（3）を原則とするが、オープンデータ化にあたってはデータの整備等に係る費用とその効果を十分に考慮し、効率的に取組みを進める。

(5) その他

公共データの作成にあたっては、業務を外部委託する場合において、資料等の成果物は機械判読に適したデータ形式（CSV 等）でも納品させるなど、オープンデータ化を見すえた取組みを進める。

3 利活用促進のための取組み

(1) 利用者ニーズに応じたデータ公開

区民、企業、NPO等の利用者ニーズの把握に努めるとともに、オープンデータ化の要望があった場合には、その趣旨、内容等を検討した上で、各部局において積極的にオープンデータ化するよう努める。

(2) 地域課題を解決する取組みの推進

区民、企業、NPO等が行うオープンデータを利活用した地域課題の解決に向けた取組みについては、その趣旨、内容等を検討した上で、各部局が連携して積極的に支援する。

(3) 利活用に関する調査・研究

オープンデータの利活用、利用拡大の在り方などについて、調査及び研究を行う。

《参考》

※1 ホームページ等

公式ホームページに加え、区が運営するウェブサイトや、区が利用しているソーシャルネットワーキングサービスなど、インターネットを通じて区民に情報提供しているもの全般を含む。

※2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの1 つで、国際的に利用されている。

※3 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの1 つで、原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。